

# 日本労働 製網労働組合規約

## 第一章 総則

第一条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第二条 本組合の目的は、労働者の利益を擁護し、労働条件の改善を期し、労働争議の解決に努むるに在りて組織するものである。

第三条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第四条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第五条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第六条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第七条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第八条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第九条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第十条 本組合は日本労働同盟連合会に加盟する労働者及びその家族を以て組織するものである。但し製網労働組合と略す。

第二章 組合員の資格

第一条 本組合員は左の資格を有する者とする。

一、本規約第三条に規定する者

二、本規約第三条に規定する者

三、本規約第三条に規定する者

第三章 加入及脱退

第一条 本組合員は左の資格を有する者とする。

一、本規約第三条に規定する者

二、本規約第三条に規定する者

三、本規約第三条に規定する者

第四章 組合員の権利義務

第一条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第五章 罰則

第一条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第六章 機関

第一条 本組合の機関を分けて左の五つとする。

一、総会

二、理事会

三、常務委員会

四、支店委員会

五、執行委員会

第七条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第八条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第九条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十一条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十二条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十三条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十四条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十五条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十六条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十七条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十八条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第十九条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十一条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十二条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十三条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十四条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十五条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十六条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十七条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十八条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第二十九条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十一条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十二条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十三条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十四条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十五条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十六条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十七条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十八条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第三十九条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

第四十条 本組合員は、規定の組合費を毎月納付する義務を負ふ。

製網労働組合規約

第一章 総則

第二章 組合員の資格

第三章 加入及脱退

第四章 組合員の権利義務